

消費税率引上げに伴う市営地下鉄上限運賃改定の申請について

昨日7月2日、国土交通大臣あての市営地下鉄運賃の変更認可申請を行いましたのでお知らせいたします。

申請理由、申請概要は次のとおりです。

1 申請理由

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、市営地下鉄運賃に消費税率引き上げ相当分を転嫁させていただくため、国土交通大臣に運賃の変更認可申請をいたしました。

2 申請概要

- (1) 申請日 令和元年7月2日
 (2) 運賃改定実施予定日 令和元年10月1日(予定)
 (3) 改定上限運賃の平均改定率 1.850%(参考:消費税率引上げ率1.852%)
 (4) 現行・申請運賃比較表

主な運賃		現行運賃	申請運賃	
現金運賃 (10円単位)	1区	210円	210円	
	2区	240円	250円	
	3区	270円	280円	
ICカード運賃 (1円単位)	1区	206円	210円	
	2区	237円	242円	
	3区	267円	272円	
通勤定期乗車券	1区	1か月	7,980円	8,110円
		3か月	22,750円	23,120円
		6か月	43,100円	43,800円
	2区	1か月	9,190円	9,340円
		3か月	26,200円	26,620円
		6か月	49,630円	50,440円
	3区	1か月	10,390円	10,560円
		3か月	29,620円	30,100円
		6か月	56,110円	57,030円

※ 上記のほか、4区～12区についても同様に消費税率引き上げ相当分の転嫁を行います。

※ この他、詳細な改定運賃につきましては、認可を受け次第、お知らせいたします。

※ 横浜市高速鉄道運賃条例の改正案については、平成31年横浜市会第1回定例会で議決されています。(議決日:平成31年3月19日)

お問合せ先

交通局経営管理課長 小林 哲也 Tel 045-326-3822